坂井市公民館のコミュティセンター化に伴う、社会教育及び生涯学習の 推進方法について(案)

市の公民館の業務

各館共通の業務としては、サークルや団体の自主的活動などの場所を提供するいわゆる貸館業務、公民館が事業主体となって行う「定期・短期講座」をはじめ、「子ども」「高齢者」「女性」「地域課題」などのテーマに沿った生涯学習事業や、まちづくり協議会活動への支援などがあります。

この他に、区長会や青少年育成市民会議、子ども会などの館ごとに異なる事務局が置かれており、それぞれの団体ごとの事業などが公民館業務となっています。

公民館からコミュニティセンターへ

公民館は、これまでの社会教育・生涯学習の機能に加え、地域づくりの拠点としての役割が大きくなっており、公民館を拠点とする地域活動が活発化しています。

今後の社会教育に求められているのは、「社会の要請に応える社会教育」であり、これからの地域づくりに必要な少子高齢化、福祉、環境、防犯・防災等の「生涯学習」を支援する社会教育が重要であると言えます。

そのため、より利用しやすく活動しやすい、より地域に親しまれ、市民が集う施設へ転換していくことが求められています。

これからの公民館は、これまで自ら地域を明るく住みよくするために様々な活動をしている各まちづくり協議会による運営への移行を進めていきます。

社会教育・生涯学習の拠点となるコミュニティセンター

社会情勢にあわせて、地域づくり、まちづくり活動を主体にウエイトシフトを考えていきますが、本来の公民館の設置目的である社会教育についても軽視せずに、コミュニティセンター化されても、むしろ推進していく必要があります。コミュニティセンターとして条例設置する場合においても、社会教育・生涯学習の拠点施設と位置づけ、明確に(社会教育法第22条に定める事業を行う)規定し、現在の公民館活動が継続される施設を目指します。

そのため、従来の公民館職員をそのまま市が継続雇用とし、県公連にも加入、研修機会の 拡充をさせるとともに、教育委員会によるコミュニティセンター支援体制の構築を図り、地 区ごとにキーとなる社会教育の専門スタッフを配置し、エリアマネジメントすることにより、 地域の社会教育・生涯学習面をサポートしていきます。

教育委員会として、本市のこれからの社会教育については、コミュニティセンターとの連携を図りながら推進して参りたいと考えています。

※参考

○社会教育法(昭和24年法律第207号)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。